

商工業融資をご利用の方へ

墨田区経営支援課

03(5608)6183

重要なお知らせが記載されています。2枚目も必ずお読みください。

融資金の返済方法

返済方法は.....元金均等毎月割賦償還です。返済途中での返済方法の変更(条件変更事務取扱要領に基づく返済期間の変更を除く)及び元金の一部内入れはできません。

融資残額の一括繰上げ返済のみ取扱えます。

申込みの取下げ

取下げの手続きは.....受付の際にお渡しした中の墨田区商工業融資者回答書に「取下げ」等と理由を明記し融資担当までご提出ください。郵送でもかまいません。

墨田区商工業融資者回答書をご提出いただかないと区では融資あっせん中の状態が継続するため、今後の申込みに支障をきたす場合があります。

利子の補助について

金融機関にお支払いになった利息について、融資資金ごとに定めた補助利率分を補助します。

利子補助金の交付は.....ご利用になった金融機関が区へ代理で請求します。

(融資を受けた方が、手続きをする必要はありません。)

利子補助金は年3回、以下のとおり補助します。

補助月	補助期間
4月	11月～2月返済分の利息
8月	3月～6月返済分の利息
12月	7月～10月返済分の利息

補助金は、金融機関を通じて返済口座に振込されます。補助金振込のご案内はしていませんので、通帳を記帳のうえご確認ください。

!!!ご注意ください!!!

返済終了後すぐに口座の解約を行うと、利子補助金の振込が出来なくなりますので、最終の利子補助月に振込を確認するまでは口座の解約を行わないでください。また、条件変更(区外に転出した場合を含む)は利子補助が終了になります。ただし、条件変更事務取扱要領に基づく返済期間の変更をした場合には、区の利子補助が継続できることがあります。詳しくはお問合せください。

産業支援資金等のご案内は2枚目に記載してあります。

産業支援資金（設備近代化・店舗改善）の完了届の提出について

完了届の提出後、購入設備や改装工事の設置等現場確認を区が行ってから利子補助が受けられます。

利子補助を受けるには.....

- 1 設備の設置や改装工事終了後、完了届を速やかに提出してください。
(完了届は、申込受付時にお渡ししたものです。)

!!!ご注意ください!!!

完了届とともに、申込時の見積書発行業者が発行する領収書の提出が必要です。

- 2 完了届と金融機関からの墨田区商工業融資者回答書がそろった段階でお伺いし、設置、工事等の確認をした上で利子の補助を行います。

申込内容の変更は.....購入設備、工事内容、設置場所、金額等に変更がある場合は、ただちに区融資担当までご連絡ください。場合によっては、利子補助対象外となることがあります。

また、設置等の確認の際、申請どおりでないことが判明したときは、利子補助が受けられなくなる場合があります。

信用保証料の補助

(公害防止資金・アスベスト対策資金・経営安定資金・チャレンジ支援資金・事業承継支援資金)

信用保証料補助金の交付は.....ご利用になった金融機関が区へ代理で請求します。

(融資を受けた方が、手続きをする必要はありません。)

融資を受けた月の約2か月後に、金融機関を通じて返済口座に振込まれます。

補助金振込のご案内はしていませんので、通帳を記帳のうえご確認ください。

一括繰上げ返済を行った時の信用保証料の補助金返還

補助済みの信用保証料補助金の一部を返還していただく場合があります

保証協会では.....繰上げ返済によって当初の保証期間が短縮されるため、その期間に相当する保証料が保証協会から還付される場合があります。

区は.....保証協会へ支払う保証料を補助している商工業融資資金については、繰上げ返済により還付された保証料(区の補助金相当分)の返還請求を行います。

返還方法は.....保証協会からの還付を受けた後、区から返還のための納入通知書を送付しますので、この納入通知書でお近くの金融機関又は郵便局で納めてください。

その他

個人情報の取扱いについて

融資事務を円滑に行うため、金融機関及び信用保証協会に対して、利用者の個人情報についてお問合せする場合がありますのでご了承ください。

商工業経営相談

事業所経営等の相談を行うことができます。

経理及び運営の調査

融資資金の効率的運用を図るため、必要に応じ、経理・運営等を調査することがあります。